

令和3年第3回春日井市議会定例会提出議案目次〔I〕

議案番号	議	題	
第44号議案	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第3号）	……………	1
第45号議案	春日井市情報公開条例の一部を改正する条例について	……………	4
第46号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	……………	6
第47号議案	春日井市市税条例等の一部を改正する条例について	……………	8
第48号議案	春日井市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について	……………	14
第49号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例につ いて	……………	16
第50号議案	春日井市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例につ いて	……………	18
第51号議案	春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について	……………	23
第52号議案	春日井市子ども屋内遊び場条例について	……………	25
第53号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例につ いて	……………	32
第54号議案	デジタル防災行政無線システム整備工事の請負契約につ いて	……………	34
第55号議案	朝宮公園遊具広場等整備工事の請負契約について	……………	35
第56号議案	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（建築）の請負契 約について	……………	36
第57号議案	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（電気）の請負契 約について	……………	37
第58号議案	（仮称）市営下原住宅第2期整備工事（機械）の請負契 約について	……………	38
第59号議案	旧西藤山台小学校施設校舎等解体その他工事の請負契約 について	……………	39
第60号議案	消防自動車の取得について	……………	40
第61号議案	救急自動車の取得について	……………	41
第62号議案	塵芥収集車の取得について	……………	42

報告第5号	令和2年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて……………	43
報告第6号	令和2年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて……………	47
報告第7号	令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計繰越明許費の繰越しについて……………	53
報告第8号	令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の逡 次繰越しについて……………	57
報告第9号	令和2年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰 越しについて……………	61
報告第10号	令和2年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて…	65
報告第11号	令和2年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しに ついて……………	69
報告第12号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第1号）の専決 処分について……………	73
報告第13号	令和3年度春日井市一般会計補正予算（第2号）の専決 処分について……………	87
報告第14号	庁舎非常用発電機取替その他工事の変更契約の専決処分 について……………	100
報告第15号	庁舎エレベーター改修工事の変更契約の専決処分につい て……………	102
報告第16号	文芸館スカイフォーラム改修その他工事の変更契約の専 決処分について……………	104
報告第17号	高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の変更契約 の専決処分について……………	106
報告第18号	訴えの提起の専決処分について……………	108
報告第19号	和解に代わる決定の専決処分について……………	110
報告第20号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について……………	112

第 44 号議案

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度春日井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230,550 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,163,150 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,386,090	22,403	18,408,493
	2 国庫補助金	3,659,454	22,403	3,681,857
20 繰入金		3,944,994	187,847	4,132,841
	1 繰入金	3,944,994	187,847	4,132,841
23 市債		13,242,400	20,300	13,262,700
	1 市債	13,242,400	20,300	13,262,700
歳入合計		109,932,600	230,550	110,163,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,283,567	10,500	12,294,067
	1 総務管理費	10,440,377	10,500	10,450,877
7 商工費		2,285,065	181,050	2,466,115
	1 商工費	2,285,065	181,050	2,466,115
8 土木費		12,378,779	39,000	12,417,779
	4 都市計画費	7,561,861	39,000	7,600,861
歳出合計		109,932,600	230,550	110,163,150

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	都市計画業 都 事	1,747,300	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,767,600	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

第 45 号議案

春日井市情報公開条例の一部を改正する条例について

春日井市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市情報公開条例の一部を改正する条例

春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「開示を請求できるもの」を「開示請求権」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、「(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する具体的利害関係に係る公文書の開示に限る。)」を削り、同条各号を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

附則第2項から第4項までを削り、附則第5項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、公文書の開示請求権者の範囲を拡大する等のため必要があるからである。

第 46 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 47 号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

春日井市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市税条例等の一部を改正する条例

(春日井市市税条例の一部改正)

第1条 春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第32条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第34条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条の2第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項
中「、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割
に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家
用の乗用のものを除く。）に対する第74条の規定の適用については、当該軽自
動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動
車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定
を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車
（営業用の乗用のものに限る。）に対する第74条の規定の適用については、当
該ガソリン軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に
限り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種
別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車
（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）対
する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月
1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には

令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第31条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(春日井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日井市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年春日井市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち春日井市市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第14項の改正規定中「第321条の8第57項」を「第321条の8第65項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち春日井市市税条例第47条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち春日井市市税条例第50条第4項から第6項までを削る改正規定中「第50条第4項」を「第50条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち春日井市市税条例附則第4条の2第2項及び第5条第1項の改正規定を次のように改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中春日井市市税条例第32条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中春日井市市税条例第26条第2項及び第34条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の2第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中春日井市市税条例附則第10条の2第17項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の春日井市市税条例(以下「新条例」という。)第26条第2項及び第34条の3の3第1項並びに新条例附則第5条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の春日井市市税条例第32条の7第1項に規定する寄附金については、なお従前の

例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、環境負荷の少ない軽自動車に係る初年度分の軽自動車税の種別割の税率を軽減する等のため必要があるからである。

第 48 号議案

春日井市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

春日井市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

春日井市勤労青少年ホーム条例（平成8年春日井市条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、勤労青少年ホームを廃止するため必要があるからである。

第 49 号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険条例（昭和34年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。附則第9項において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 50 号議案

春日井市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について

春日井市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

春日井市勤労福祉会館条例（昭和50年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

グリーンパレス春日井条例

第1条中「勤労福祉会館」を「グリーンパレス春日井」に改める。

第2条中「勤労者の福祉を増進するため、春日井市勤労福祉会館（以下「会館」）を「市民交流の場を提供するとともに、事業活動を支援するため、グリーンパレス春日井（以下「グリーンパレス」）」に改める。

第3条並びに第3条の2第1項第1号及び第3号中「会館」を「グリーンパレス」に改める。

第3条の3第2項中「会館」を「グリーンパレス」に、「き損」を「毀損」に改める。

第4条から第6条まで、第7条及び第9条から第12条までの規定中「会館」を「グリーンパレス」に改める。

第13条中「会館」を「グリーンパレス」に、「き損」を「毀損」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「会館」を「グリーンパレス」に改め、同条第4号中「会館」を「グリーンパレス」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第5号中「会館」を「グリーンパレス」に改める。

第15条中「会館」を「グリーンパレス」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間

会議室等	会議室101		5,200円	6,600円	6,600円	
	会議室102		1,600円	2,100円	2,100円	
	会議室103		1,600円	2,100円	2,100円	
	会議室301		1,100円	1,500円	1,500円	
	会議室302		3,200円	4,200円	4,200円	
	会議室303		1,200円	1,600円	1,600円	
	会議室304		1,100円	1,500円	1,500円	
	会議室305		2,800円	3,700円	3,700円	
	会議室306		2,200円	2,900円	2,900円	
	談話室3A		400円	500円	500円	
	談話室3B		400円	500円	500円	
	体育館 その他 附属施設	体育館	体育の用に供する場合	全部利用の場合		
一部利用の場合				1時間につき400円以内において市長が定める額		
体育の用に供しない場合			9,400円	12,600円	12,600円	
プレイ ルーム		軽運動の用に供する場合		2,200円	3,000円	3,000円
		軽運動の用に供しない場合		4,400円	6,000円	6,000円
テニスコート		1面1時間につき 300円				
宿泊施設等	和室(A)		1人利用の場合		1人1泊につき 4,300円	
			2人利用の場合		1人1泊につき 3,800円	
			3～8人利用の場合		1人1泊につき 2,900円	
	和室(B)		1人利用の場合		1人1泊につき 4,300円	
			2人利用の場合		1人1泊につき 3,800円	
			3～8人利用の場合		1人1泊につき 2,900円	
	和室(C)	宿泊利用	1人利用の場合		1人1泊につき 2,900円	
			2人利用の場合		1人1泊につき 2,600円	
			3～8人利用の場合		1人1泊につき 2,000円	
		宴会の用に供する場合	1室利用の場合		1時間につき 500円	
			2室利用の場合		1時間につき 900円	
			3室利用の場合		1時間につき 1,400円	
洋室		1人利用の場合		1人1泊につき 3,900円		

特別室（洋室）	2人利用の場合	1人1泊につき 3,500円
	1人利用の場合	1人1泊につき 5,900円
	2人利用の場合	1人1泊につき 5,400円
	3人利用の場合	1人1泊につき 4,500円
ホール		1時間につき 2,500円

備考

- 1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 会議室等、体育館その他附属施設（体育館を体育の用に供する場合及びテニスコートを除く。）について、利用時間を繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、繰上時間1時間について夜間の区分に係る使用料の2割5分に相当する額を徴収する。
- 3 施設利用者が当該施設の使用料を納付する前に当該施設の利用を取り消した場合における使用料は、この表に定める使用料に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 会議室等又は体育館その他附属施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合
 - ア 利用日の29日前から20日前までに利用を取り消した場合 100分の30
 - イ 利用日の19日前から10日前までに利用を取り消した場合 100分の70
 - ウ 利用日の9日前から当日までに利用を取り消した場合 100分の100
 - (2) 宿泊施設等 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合
 - ア 利用日の3日前又は2日前に利用を取り消した場合 100分の20
 - イ 利用日の前日に利用を取り消した場合 100分の50
 - ウ 利用日の当日に利用を取り消した場合 100分の100
- 4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のグリーンパレス春日井条例のグリーンパレス春日井の施設を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、グリーンパレス春日井の施設の使用料を改定する等のため必要があるからである。

第 51 号議案

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例

春日井市子どもの家条例（平成17年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 春日井市白山子どもの家の項中「春日井市味美白山町2丁目3番地3」を「春日井市味美白山町2丁目3番地1」に、同表春日井市八幡子どもの家の項中「春日井市春見町42番地1」を「春日井市春見町23番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、白山子どもの家及び八幡子どもの家の位置を変更するため必要があるからである。

第 52 号議案

春日井市子ども屋内遊び場条例について

春日井市子ども屋内遊び場条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市子ども屋内遊び場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、子ども屋内遊び場の設置及び管理（指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもの心身の健全な育成を促す屋内の遊び場を提供するため、春日井市子ども屋内遊び場（以下「屋内遊び場」という。）を春日井市東野町字落合池1番地2に置く。

(利用時間等)

第3条 屋内遊び場の利用時間及び休場日は、規則で定める。

(事業)

第4条 屋内遊び場で行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 遊具を通じ子どもの運動の場を提供する事業
- (2) 玩具により子どもの知育や発育を促進する場を提供する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者が行う管理の業務等)

第5条 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 前条に定める事業の実施に関する業務
- (2) 屋内遊び場の利用の許可等に関する業務
- (3) 第11条第1項に定める使用料又は第12条第1項に定める利用料金の收受等に関する業務
- (4) 屋内遊び場の点検整備、清掃、安全管理、修繕その他の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、当該業務を行わないものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、屋内遊び場が毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

3 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。

4 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。

5 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の指示に従い、これを行わなければならない。

6 前各項に掲げるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号。第15条において「指定管理者条例」という。）によるものとする。

(利用者)

第8条 屋内遊び場を利用することができる者は、小学生以下の者及びその保護者（未就学児は保護者と同伴の者に限る。）とする。

(利用の許可)

第9条 屋内遊び場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長（第5条第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、

指定管理者。第11条第2項、第12条、第15条及び第16条を除き以下同じ。)の許可を受けなければならない。この場合において、屋内遊び場の利用の許可を受けた者(以下「遊び場利用者」という。)が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、屋内遊び場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第10条 屋内遊び場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用を許可しないことができる。

- (1) 第8条の規定に該当しないとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 屋内遊び場の施設及び遊具等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 屋内遊び場の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 遊び場利用者(保護者を除く。)の数が、規則で定める屋内遊び場の定員に達している場合は、市長は、屋内遊び場の利用を許可しないことができる。

(使用料)

第11条 遊び場利用者(3歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)の使用料は、1人1回につき100円とし、その利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第14条第1項第3号の規定により市長が屋内遊び場の利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。

(2) 災害その他遊び場利用者の責めに帰さない理由により屋内遊び場を利用できなくなったとき。

(利用料金)

第12条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）とし、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させたときは、これを公示しなければならない。

(遊び場利用者の義務)

第13条 遊び場利用者は、屋内遊び場の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第9条第2項の規定により許可に付けられた条件並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 遊び場利用者が前条の規定に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により屋内遊び場が利用できなくなったとき。

(3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しく

は一部の停止を命ぜられたときは、直ちに屋内遊び場を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により屋内遊び場を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入場者の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、屋内遊び場への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症にかかっている者
- (2) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (4) 屋内遊び場を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (5) 屋内遊び場の管理上支障があると認められる者

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、屋内遊び場の管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定中指定管理者の指定の手續等の行為その他屋内遊び場の施設等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに東野町地内に子ども屋内遊び場を設置するため必要があるからである。

第 53 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

春日井市高蔵寺駅北口 当日バイク駐車場	春日井市高蔵寺町北4丁目 8番地6	バイク	を
春日井市高蔵寺駅西口 バイク駐車場	春日井市高蔵寺町北3丁目 12番地1	バイク	

春日井市高蔵寺駅北口 当日自転車駐車場	春日井市高蔵寺町北4丁目 8番地6	自転車	に改め、
春日井市高蔵寺駅西口 自転車駐車場	春日井市高蔵寺町北3丁目 12番地1	自転車	

同表春日井市高蔵寺駅南口自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年8月16日から施行する。ただし、別表第1春日井市高蔵寺駅南口自転車駐車場の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、高蔵寺駅北口及び西口の自転車駐車場を整備する等のため必要があるからである。

第 54 号議案

デジタル防災行政無線システム整備工事の請負契約について

デジタル防災行政無線システム整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 デジタル防災行政無線システム整備工事
- 2 契 約 金 額 1 9 1, 3 6 5, 9 0 0 円
- 3 契約の相手方 名古屋市瑞穂区洲雲町 4 丁目 45 番地
株式会社シーテック
- 4 工 事 内 容 デジタル防災行政無線システム整備工事一式

第 55 号議案

朝宮公園遊具広場等整備工事の請負契約について

朝宮公園遊具広場等整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 朝宮公園遊具広場等整備工事
- 2 契 約 金 額 660,000,000円
- 3 契約の相手方 松浦・成田特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組
- 4 工 事 内 容 遊具広場等整備工事一式

第 56 号議案

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (建築) の請負契約について

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (建築) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 (仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (建築)
- 2 契 約 金 額 1, 8 6 7, 8 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 丸彦渡辺・協和特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 4 丁目 65 番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市大和通 2 丁目 41 番地 1
株式会社協和コーポレーション
- 4 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造地上 8 階建
建築面積 1, 4 4 2. 7 1 m²
延べ面積 7, 1 0 2. 5 0 m²

第 57 号議案

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (電気) の請負契約について

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (電気) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 (仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (電気)
- 2 契 約 金 額 2 1 4, 5 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 大栄・春日井特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦一丁目 19 番 25 号
大栄電気株式会社名古屋支店
構成員 春日井市鳥居松町 5 丁目 57 番地
春日井電気株式会社
- 4 工 事 内 容 電気設備工事一式

第 58 号議案

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (機械) の請負契約について

(仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (機械) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 (仮称) 市営下原住宅第 2 期整備工事 (機械)
- 2 契 約 金 額 3 1 6, 8 0 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 丸水・本間特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 7 丁目 53 番地
丸水設備株式会社
構成員 春日井市妙慶町 2 丁目 119 番地
株式会社本間工業
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 59 号議案

旧西藤山台小学校施設校舎等解体その他工事の請負契約について

旧西藤山台小学校施設校舎等解体その他工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 旧西藤山台小学校施設校舎等解体その他工事
- 2 契 約 金 額 1 6 0, 0 6 2, 1 0 0 円
- 3 契約の相手方 知多郡武豊町字下田46番地
富川建設株式会社
- 4 工 事 内 容 建物解体等工事一式

第 60 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
- 2 取 得 価 格 51,700,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第 61 号議案

救急自動車の取得について

次のとおり救急自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊救急自動車
- 2 取 得 価 格 28,380,000円
- 3 契約の相手方 春日井市浅山町1丁目1番55号
愛知トヨタ自動車株式会社春日井店

第 62 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（2 t）4 台 |
| 2 取 得 価 格 | 29,832,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市柏井町 1 丁目 51 番地
株式会社上田自動車 |

報告第5号

令和2年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	令和2年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越	年度次額計
2 総務費	1 総務管理費	庁舎非常用発電機取替工事	320,000,000	220,000,000	10,000,000	230,000,000
		庁舎エレベーター改修工事	280,000,000	30,000,000		30,000,000
		文芸館スカイフォーラム等改修工事	632,000,000	483,000,000		483,000,000
8 土木費	3 河川費	熊野桜佐地区雨水3号調整池整備	1,383,000,000	440,000,000	118,702,000	558,702,000
		熊野桜佐地区雨水2号調整池整備	855,000,000	200,000,000		200,000,000
	4 都市計画費	JR春日井駅南東ポケットパーク等整備	80,700,000	44,200,000		44,200,000
10 教育費	4 社会教育費	朝宮公園第1期整備	3,589,000,000	2,529,000,000	462,829,900	2,991,829,900
	5 学校給食費	東部調理場新調理棟整備	2,730,600,000	140,000,000		140,000,000

(単位：円)

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他
74,800,000	155,200,000	155,200,000			155,200,000	
26,200,000	3,800,000	3,800,000	400,000		3,400,000	
337,992,200	145,007,800	145,007,800	14,507,800		130,500,000	
352,098,000	206,604,000	206,604,000		206,604,000		
81,298,000	118,702,000	118,702,000	1,902,000	100,000,000	16,800,000	
23,100,000	21,100,000	21,100,000	5,300,000		15,800,000	
1,200,655,230	1,791,174,670	1,791,174,670	162,274,670	511,100,000	1,117,800,000	
	140,000,000	140,000,000	9,000	30,991,000	109,000,000	

報告第6号

令和2年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	東部市民センター ホール音響 改修等整備	191,800,000
		東部市民センター 屋上防水改修等工事	130,000,000
3 民生費	2 児童福祉費	J R 春日井駅南口 一時保育室整備	37,000,000
5 労働費	1 労働費	勤労福祉会館 大規模改修工事等	1,626,000,000
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス 感染症対策設備投資 特別促進事業	150,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道137号線 外3路線整備	100,000,000
		木津用水改修工事 負担金	20,000,000
	3 河川費	主要地方道春日井 各務原線用地購入	3,938,000
	4 都市計画費	J R 高蔵寺駅 北口駅前広場 基本設計業務	14,000,000
熊野桜佐土地 区画整理事業		179,925,000	

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
191,800,000		123,700,000	68,100,000
130,000,000		117,000,000	13,000,000
26,000,000		20,800,000	5,200,000
1,271,800,000	12,000,000	1,176,642,000	83,158,000
36,000,000			36,000,000
100,000,000		100,000,000	
20,000,000			20,000,000
3,854,240	3,854,240		
14,000,000			14,000,000
173,452,000		162,462,500	10,989,500

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	西部第一地区画整理事業	6,305,000
10 教育費	3 中学校費	中学校特別教室空調機設置工事	186,500,000
		中学校外壁等改修工事	158,000,000
		中学校金工木工室棟耐震改修工事	21,300,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
6,305,000		3,152,500	3,152,500
186,500,000		148,542,000	37,958,000
158,000,000		146,877,000	11,123,000
21,300,000		21,290,000	10,000

報告第7号

令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰
越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明
許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	春日井インター北 企業用地整備事業 基本設計業務	33,025,000

繰越計算書

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
33,024,200			33,024,200

報告第8号

令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費の遡次繰越しに
ついて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により
継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額		
				予計上 算額	前年度 繰越	度次 額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	市民病院等 手術室工事 手術室工事	3,078,856,000	467,621,000		467,621,000

(単位：円)

支 払 義 務 生 額 残 額 (見込)	翌 年 度 次 額 繰 越	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
		企 業 債	損 留	益 勘 定 金	
83,431,700	384,189,300	384,189,300	384,100,000	89,300	

報告第9号

令和2年度春日井市公共下水道事業会計継続費の通次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

令和2年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額		
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	熊野桜佐 ポンプ場 整備事業	4,721,600,000	1,663,200,000	149,510,000	1,812,710,000

(単位：円)

支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企業債	国庫補助金	出資金	
685,640,000	1,127,070,000	1,127,070,000	738,270,000	388,800,000		

報告第10号

令和2年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

令和2年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道熊野桜佐土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その3)	42,328,000	
		上水道配水管 布設工事 (牛山町その2)	8,360,000	

(単位：円)

翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	損益勘定 留保資金	工事収入			
42,328,000		42,328,000			関連する事業の工程変更により工事が遅延したため
8,360,000	8,360,000				

報告第11号

令和2年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

令和2年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	熊野桜佐地区雨水管渠等整備事業	135,000,000	42,100,000	92,900,000
		管渠施設改築事業	71,105,000		71,105,000
		マンホールトイレシステム整備事業	10,800,000		10,800,000
		勝西ポンプ場等改築・耐震化事業	75,140,000		75,140,000
		勝西浄化センター改築・耐震化事業	97,951,000		97,951,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国 補 助 金	出 資 金			
61,700,000	31,200,000				地盤崩壊対策の追加により 工事の工程が遅延したため
9,900,000	28,057,000	33,148,000			国の令和2年度補正予算の 補助金を活用し、令和3年 度の当初予算で計上予定の 事業を前倒して施行するた め
6,700,000	4,050,000	50,000			
	26,600,000	48,540,000			
	32,650,000	65,301,000			

報告第 12 号

令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 3 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 6 月 17 日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第1号)を次のとおり専決処分する。

令和3年4月9日

春日井市長 伊 藤 太

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,574,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		17,853,490	174,400	18,027,890
	2 国庫補助金	3,126,854	174,400	3,301,254
歳入合計		109,400,000	174,400	109,574,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		46,938,111	174,400	47,112,511
	2 児童福祉費	17,223,062	174,400	17,397,462
歳出合計		109,400,000	174,400	109,574,400

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	17,853,490	174,400	18,027,890
歳入合計	109,400,000	174,400	109,574,400

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	46,938,111	174,400	47,112,511	174,400				
歳出合計	109,400,000	174,400	109,574,400	174,400				

(2) 歳入

16(款) 国庫支出金

項目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	3,126,854	174,400	3,301,254
2(目) 民生費国庫補助金	1,226,188	174,400	1,400,588

(3) 歳出

3(款) 民生費

項目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	17,223,062	174,400	17,397,462	174,400				
1(目) 児童福祉 総務費	570,092	400	570,492	400				
2(目) 児童措置費	11,102,015	174,000	11,276,015	174,000				

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	174,400	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	400	子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分） 時間外勤務手当
10 需用費	120	子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分） 需用費の内訳 印刷製本費 120
11 役務費	480	
12 委託料	900	
18 負担金、補助 及び交付金	172,500	

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	2,478 (988)	935,427	7,693,588	5,965,594	14,594,609	2,704,463	17,299,072	
補正前	2,478 (988)	935,427	7,693,588	5,965,194	14,594,209	2,704,463	17,298,672	
比較	0 (0)	0	0	400	400	0	400	

備考（）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	
	補正後	227,086	178,862	488,901	122,452	208,856	83,017	642,605	97,970
補正前	227,086	178,862	488,901	122,452	208,856	83,017	642,205	97,970	
職員手当 比較	0	0	0	0	0	0	400	0	
等の内訳	区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	その他
	補正後	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	補正前	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	1,931 (36)		6,553,916	5,417,561	11,971,477	2,389,408	14,360,885	
補 正 前	1,931 (36)		6,553,916	5,417,161	11,971,077	2,389,408	14,360,485	
比 較	0 (0)		0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員の職員数である。

区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	638,650
補正前	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	638,250	97,970
比 較	0	0	0	0	0	0	400	0

区 分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	そ の 他
	補正後	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210
補正前	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210	110,360
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
職員手当等	400	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	400	時間外勤務手当 400	

報告第13号

令和3年度春日井市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第2号)を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年度春日井市一般会計補正予算(第2号)を次のとおり専決処分する。

令和3年5月31日

春日井市長 伊 藤 太

令和3年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度春日井市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,932,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,027,890	358,200	18,386,090
	2 国庫補助金	3,301,254	358,200	3,659,454
歳入合計		109,574,400	358,200	109,932,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		47,112,511	358,200	47,470,711
	2 児童福祉費	17,397,462	358,200	17,755,662
歳出合計		109,574,400	358,200	109,932,600

令和 3 年度

春日井市一般会計補正予算（第 2 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	18,027,890	358,200	18,386,090
歳入合計	109,574,400	358,200	109,932,600

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	47,112,511	358,200	47,470,711	358,200				
歳出合計	109,574,400	358,200	109,932,600	358,200				

(2) 歳入

16(款) 国庫支出金

項目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	3,301,254	358,200	3,659,454
2(目) 民生費国庫補助金	1,400,588	358,200	1,758,788

(3) 歳出

3(款) 民生費

項目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	17,397,462	358,200	17,755,662	358,200				
1(目) 児童福祉 総務費	570,492	400	570,892	400				
2(目) 児童措置費	11,276,015	357,800	11,633,815	357,800				

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	358,200	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	400	子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分） 時間外勤務手当
10 需用費	250	子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分） 需用費(250)の内訳 消耗品費 10 印刷製本費 240
11 役務費	950	
12 委託料	6,600	
18 負担金、補助 及び交付金	350,000	

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	2,478 (988)	935,427	7,693,588	5,965,994	14,595,009	2,704,463	17,299,472	
補正前	2,478 (988)	935,427	7,693,588	5,965,594	14,594,609	2,704,463	17,299,072	
比較	0 (0)	0	0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	
	補正後	227,086	178,862	488,901	122,452	208,856	83,017	643,005	97,970
補正前	227,086	178,862	488,901	122,452	208,856	83,017	642,605	97,970	
職員手当 比較	0	0	0	0	0	0	400	0	
等の内訳	区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	その他
	補正後	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	補正前	21,039	400	1,960,694	1,134,027	682,555	1,560	5,210	110,360
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	1,931 (36)		6,553,916	5,417,961	11,971,877	2,389,408	14,361,285	
補 正 前	1,931 (36)		6,553,916	5,417,561	11,971,477	2,389,408	14,360,885	
比 較	0 (0)		0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員の職員数である。

職 員 手 当 等の内訳	区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
		補 正 後	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	639,050
	補 正 前	227,086	178,862	420,508	122,452	177,604	74,540	638,650	97,970
	比 較	0	0	0	0	0	0	400	0
職 員 手 当 等の内訳	区 分	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	そ の 他
	補 正 後	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210	110,360
	補 正 前	21,020	400	1,537,916	1,134,027	669,396	1,560	5,210	110,360
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
職員手当等	400	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	400	時間外勤務手当 400	

報告第14号

庁舎非常用発電機取替その他工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、庁舎非常用発電機取替その他工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、庁舎非常用発電機取替その他工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年4月14日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 庁舎非常用発電機取替その他工事
- 2 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備
- 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	270,556,000円	278,000,800円

報告第 15 号

庁舎エレベーター改修工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、庁舎エレベーター改修工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、庁舎エレベーター改修工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年3月19日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 庁舎エレベーター改修工事
- 2 契約の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社中部支社
- 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	277,200,000円	267,766,400円

報告第 16 号

文芸館スカイフォーラム改修その他工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、文芸館スカイフォーラム改修その他工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、文芸館スカイフォーラム改修その他工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年4月9日

春日井市長 伊 藤 太

1 工 事 名 文芸館スカイフォーラム改修その他工事

2 契約の相手方 春日井市松新町1丁目4番地
佐藤工業株式会社春日井営業所

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	261,800,000円	264,561,000円

報告第 17 号

高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の変更契約の専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年3月5日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事
- 2 契約の相手方 春日井市堀ノ内町4丁目1番地20
株式会社永賢組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	137,577,000円	139,265,500円

報告第 18 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
			住所	氏名		
春日井 簡易裁 判所	学校給 食費請 求事件	相手方に対し、春日井市立小学校及び中学校で供給を受けた学校給食に係る未納の学校給食費等の支払を求める。	■■■■■■	■■ ■■	円 117,717	令和年月日 3.1.5

報告第 19 号

和解に代わる決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解に代わる決定について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

相手方		事件番号	事件名	和解に代わる決定の要旨	専決処分日
住所	氏名				
■■■■■■■■	■■ ■■	春日井簡易 裁判所令和 2年(■) 第■■号	学校給食費 請求事件	相手方は、春日井市立小学校及び中学校で供給を受けた学校給食に係る未納の学校給食費等117,717円の支払義務があることを認め、令和3年4月から同年7月まで毎月分割して支払うことを約束したので和解に代わる決定をする。	令和年月日 3.3.26

報告第 20 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月17日提出

春日井市長 伊 藤 太

番号	事故の概要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
	令和年月日			円	令和年月日
1	2. 3. 30	施設事故 (掃除)	藤山台地内	25,230	2. 6. 12
2	2. 6. 11	道路事故 (跨線橋破損)	神領町地内	213,268	2. 7. 4
3	2. 7. 11	道路事故 (道路凹凸)	下市場町地内	42,372	2. 7. 31
4	2. 7. 6	自動車事故 (荷重)	宮町地内	17,600	2. 8. 5
5	2. 7. 23	道路事故 (道路凹凸)	内津町地内	20,361	2. 8. 26
6	2. 8. 19	施設事故 (落下破損)	宮町地内	2,899	2. 8. 26
7	2. 7. 7	施設事故 (側溝上の蓋)	王子町地内	15,521	2. 9. 16
8	2. 8. 27	施設事故 (し尿収集)	天神町地内	90,252	2. 9. 22
9	2. 8. 19	自動車事故 (接触)	上条町地内	261,426	2. 9. 23
10	2. 6. 16	施設事故 (除草作業)	勝川新町地内	359,381	2. 9. 30
	平成年月日				
11	31. 4. 19	道路事故 (側溝上の蓋)	上条町地内	503,176	2. 10. 23
	令和年月日				
12	2. 10. 6	道路事故 (石)	柏井町地内	5,425	2. 11. 5
13	2. 10. 14	施設事故 (除草作業)	東野町地内	89,540	2. 11. 13
14	2. 10. 8	道路事故 (側溝上の蓋)	下条町地内	741,191	2. 11. 24
15	2. 7. 8	道路事故 (倒木)	気噴町地内	66,000	2. 12. 7
16	2. 11. 27	施設事故 (除草作業)	大泉寺町地内	57,827	2. 12. 23
17	2. 12. 15	施設事故 (除草作業)	鳥居松町地内	349,635	3. 1. 27
18	3. 3. 1	施設事故 (看板)	坂下町地内	9,000	3. 3. 11
19	3. 2. 12	施設事故 (ソフトボール)	下条町地内	23,100	3. 3. 15
20	3. 2. 2	施設事故 (救急救命士研修)	高蔵寺町北地内	170,511	3. 3. 24